



2020年10月30日

各位

会社名 ソフトブレイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊田 浩文
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 木下 鉄平
TEL (03) 6880-9500 (代表)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年12月下旬に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年11月18日(水)(以下「本基準日」といいます。)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 公告日 | 2020年11月3日(火) |
| (2) 基準日 | 2020年11月18日(水) |
| (3) 公告方法 | 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
(https://www.softbrain.co.jp/) |

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2020年8月14日付当社プレスリリース「シー・ファイブ・エイト・ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」及び同年9月28日付当社プレスリリース「シー・ファイブ・エイト・ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び「シー・ファイブ・エイト・ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、シー・ファイブ・エイト・ホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、公開買付者が当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び株式会社スカラが所有する当社株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、当社が行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を速やかに開催することを当社に要請する予定とのことです。

当社は、当該要請を受けた場合、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

以上